

令和元年度障がい者虐待防止・権利擁護研修(長野)

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(平成30年6月)は「厚労省手引き」という。

	事前課題の内容	解説
1	貴法人の「理念」を教えてください。	<p>【厚労省手引きP11～P13参照】</p> <p>○ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員間での理念の共有 ・理念の中に「権利擁護や虐待防止」を謳う ・組織として、権利擁護意識の向上を図る ・理念に沿った支援が実施されているか、定期的な確認の実施 <p>○障害者福祉施設等は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について」において、一般原則として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、その従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない、とされています。</p>
2	障がい者虐待防止に向けて、貴法人内もしくは事業所内では、どのような取り組みが行われていますか。特に重点的に取り組んでいることを、記入してください。	<p>【厚労省手引きP11～P20、P37～P39参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規定への定めと職員への周知 ・虐待防止委員会を設置する等の体制整備 ※虐待防止委員会とは⇒手引きP12～P13参照。 ・倫理綱領、行動指針、掲示物等の周知徹底 ・人権意識、知識や技術向上のための研修（管理者を含めた職員全員を対象とした研修、メンタルヘルス、障がい特性を理解し適切な支援につながる知識と技術獲得、事例検討、利用者や家族等を対象とした研修 等） ・管理者による現場の把握（現場に直接足を運び支援場面の様子をよく見る、不適切な対応が行われていないか日常的に把握） ・性的虐待防止の取組（同性介助の徹底、個人携帯の携行禁止 等） ・経済的虐待防止の取組（複数の者による出納管理、預り金の抜き打ち検査 等） ・事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表等の活用 ・苦情解決制度の利用 ・サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用 ・ボランティアや実習生の受け入れと地域との交流 ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用 ・自立支援協議会等を通じた地域の連携 <p>○職員同士相談、報告のしやすく、風通しの良い、働きやすい職場づくりが必要です。</p>

	事前課題の内容	解説
		<p>○虐待防止は、法人理念や倫理綱領、運営規定等に盛り込み、日頃から職員一人ひとりが意識をすることが大切です。</p> <p>○虐待等の権利侵害の芽となりうる行為は、改善について話し合しましょう。事例検討も効果的です。</p> <p>例) 呼称(子供扱いしていないか)、職員と利用者の距離感(個人携帯でのやりとり) (「ここだけの話」等、個人的な関わりをしていないか)</p> <p>○虐待防止の観点では、職員の労働環境の改善も大切です。明るくやりがいのある職場とするには、どうしたらよいか、職員等の意見を聞きながら、定期的に見直す必要があります(潜在的な疲労の可視化、うまくいった取組・工夫の共有、アンダーコントロールに関する研修の実施、長期的な人材育成 等)。</p> <p>○虐待や不適切な対応を「苦情」として取り扱っていないか、適切な対応がとれているか、定期的な確認も必要です。客観的な評価には、第三者委員会や苦情解決制度、虐待防止委員会等による対応の確認も有効です。</p>